

Wao

2023 年 夏号 Vol.103

本号の主な記事

- ☀ 经常利益の比較
- ☀ 令和5年度税制改正
- ☀ インボイス制度の対応について

大森明郎税理士事務所

令和 3 年度と令和 4 年度の経常利益の比較

【コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、わが国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。】と令和 4 年度の日本の経済動向について、政府の見解が示されています。

また、政府は、こうした景気の下振れリスクに先手を打ち、わが国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和 4 年 10 月 28 日閣議決定。)を策定したとしています。

当事務所のお客さまデータから、経常損益の企業件数割合(円グラフ)を前年と比較すると、経常利益となった企業が経常損失となった企業を 10%上回りました。前年よりも経常利益となった企業の割合は増加しています。

一方で、経常利益合計額を推移(棒グラフ)で見ますと、令和 4 年度は令和 3 年度に比べて減少し、858,359 千円という結果となりました。また、経常損失合計額も、前年よりも減少となっています。

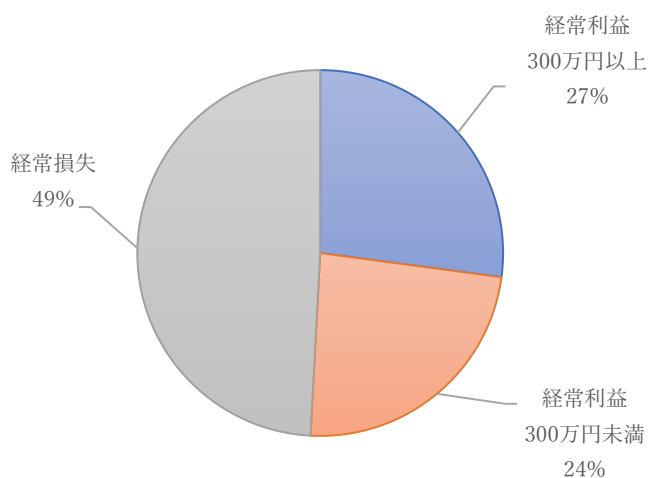
こうした状況にも機動的に対応していくためには、経営方針の検討が重要になりますので、是非ご相談ください。

経常利益 300 万円未満の会社の平均利益額

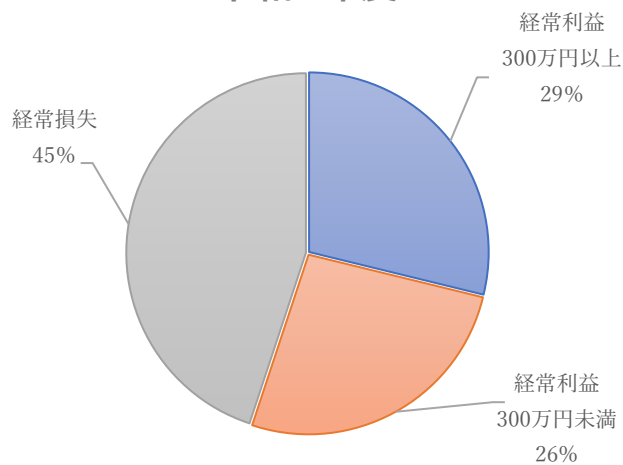
令和 3 年度 1,018,735 円

令和 4 年度 926,885 円

令和3年度



令和4年度



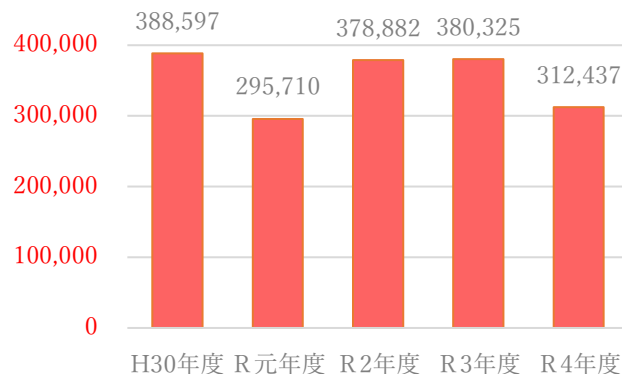
単位:千円

経常利益



単位:千円

経常損失





おススメのお店

税理士 大森明郎



中央市関原にある和食レストラン

『EVAM EVA YMANASHI』をご紹介します。

中央市関原は市町村合併前の豊富村いわゆる農村地域です。今流行りの古い屋敷跡を利用したレストランです。門をくぐると、この時季らしく緑に包まれた庭が心を癒してくれます。レストランの室内は木造の古民家の太い柱を強調する造りでなく、洗練された造りで田舎の古民家のイメージとはかけ離れた内装となっています。デザートは裏庭の竹林を借景として内装に取り入れた癒しの空間で頂きました。食事はどれも自然な味わいを楽しめる内容でおいしかったです。

癒しを求めてランチに出かけたらいかがでしょうか。

EVAM EVA YMANASHI

所在地：中央市関原 885

TEL：055-267-8342



行ってみた！

新コーナー

《 清泉寮 》

行ってきました。みなさんご存知の「清泉寮」。

そうですソフトクリームで有名なあそこです。5月のとある週末、あいにくの天気予報でしたが、雲の隙間からのぞく太陽の力を信じて強硬出発。やった！雲が切れてきた。天も久しぶりのお出かけに味方してくれています。着いてみると駐車場は車とバイクでいっぱい。そして他県ナンバーの多いこと。

やはり清里に来たらここのソフトクリームは外せません。あれ？450 円？前は 400 円だったような？致し方ありません。値上げの波はここ清里にも来ていたのです。味は安定のおいしさ。写真を見ていただければ、皆さんの口の中にも甘酸っぱい思い出とともに濃厚なミルクの味がよみがえってきたことでしょう。

そして今回はホットドックに挑戦してみました。ソーセージはもちろん、少しハードめなパンと粗みじんのオニオンが美味しい。「そうか、食感も味を後押しするのか」などとフツーのことを感慨深げに思いつつ眺める牛の先には、富士山が浮かんで見えていました。



令和5年度 主な税制改正

令和5年度税制改正では、相続税において大幅な改正を行います。また、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向けるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行います。その他、法人課税やインボイス制度の円滑な実施に向けた改正、電子帳簿等保存制度の猶予措置などを行います。



資産課税

令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます

* 贈与税には「相続時精算課税」と「暦年課税」の2つの課税方式があります

◎ 相続時精算課税制度の見直し◎

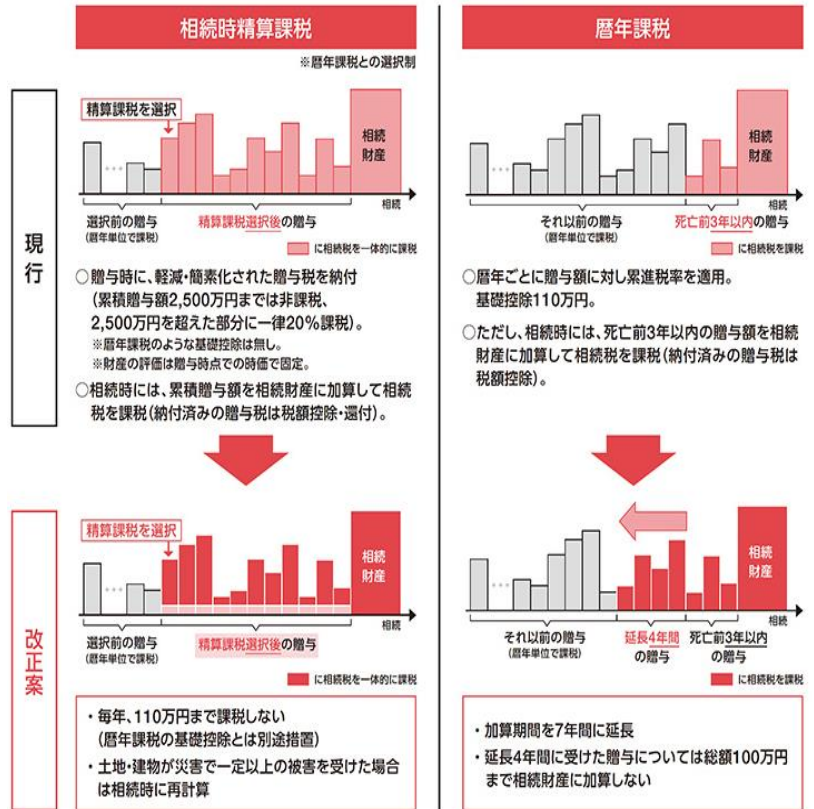
■ 現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しを行います。

◎ 暦年課税の加算制度の見直し◎

■ 贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。

* 影響が出るのは、令和9年以降開始の相続から。令和9年より加算期間が順次延長され、令和13年以降開始の相続から加算期間が7年間になります。

<贈与税と相続税の関係>



個人所得課税

令和6年1月1日から新 NISA 制度がスタートします

◎ NISA 制度の抜本的拡充・恒久化◎

■ 現行制度における「一般 NISA」と「つみたて NISA」が事実上一体化され、新たな NISA 制度となります。現行の NISA 制度よりも年間投資上限額や生涯非課税限度額が拡充され、かつ、その非課税口座開設可能期間についても期限を設けず、NISA 制度を恒久的に利用することが可能となります。

(※1) 現行のつみたて NISA と同様、定期的に利用者の住所等を確認する。

(※2) 金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理する。

(※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施する。

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40 万円		120 万円
非課税保有期間	20 年間		5 年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2037年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣府が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】

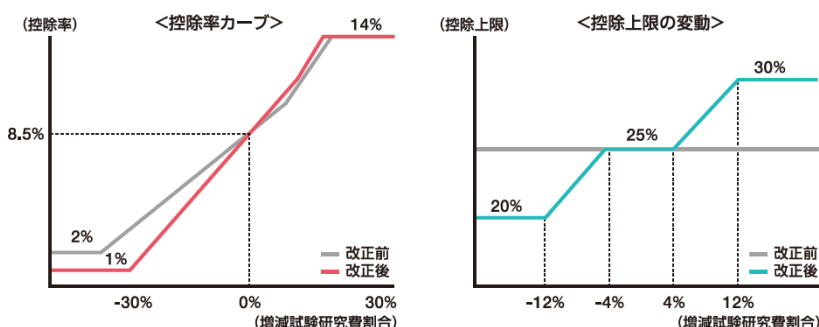
	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120 万円		240 万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 ^(※2) (総枠)	1,800 万円 ※ 価値機方式で管理 (枠の再利用が可能)		
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣府が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(※3) [※ 安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

法人課税

一般試験研究費の額に係る税額控除制度について見直しの上、
適用期限が令和7年度末まで3年延長されます

◎研究開発税制の見直し◎

- 一般型の控除率について、試験研究費の増加率に応じたメリットを高めるため、試験研究費の増減に応じた税額控除率のカーブを見直します。
- 税額控除上限に到達した企業に対しても、試験研究費の増減に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入します。



消費課税

令和5年10月1日以降開始するインボイス制度に適用されます

◎インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置◎

■小規模事業者に対する負担軽減措置

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

■中小事業者(2年前[基準期間]の課税売上高が1億円以下)向けに対する事務負担の軽減措置

1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで6年間仕入税額控除を可能とします。

■すべての方が対象となる事務負担の軽減措置

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスの交付を不要とします。振込手数料分を値引き処理する場合も対象になります。

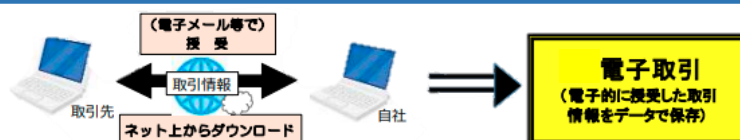


納税環境整備

令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます

◎電子帳簿保存法の見直し◎

■電子取引データ保存に関する主な改正事項



- ①税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができる場合、検索機能を不要とする対象者が以下のとおり見直されました。

- イ. 基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大。
- ロ. 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者。

- ②令和4年度税制改正で措置された「有恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。

ただし、令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「有恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

- ③新たな猶予措置が整備され、次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能等保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

- イ. 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)
- ロ. 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合



不明点等につきましては、担当までお問い合わせください



インボイス制度の対応について

適格請求書発行事業者なのか分からないとき(法人の場合)

国税庁のHPにて適格請求書発行事業者の登録を行っている事業者の情報を公表しています。
検索方法は、**1**「法人番号公表サイト」で法人番号を検索し、**2**「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」に法人番号を入力することで、登録している事業者であるかの確認ができます。
※個人事業主の場合は、直接、取引先に登録番号の確認をしていただく必要があります。

1 社会保険・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

法人番号でわかる。つながる。ひろがる。

文字サイズ: 大きく 元に戻す 小さく

ホーム (法人番号を検索) お知らせ 法人番号とは ダウンロード Web-API 英語表記の登録 各種手続 よくある質問

名称・所在地などから調べる 法人番号から調べる

商号又は名称: 部分一致検索 前方一致検索

所在地: 都道府県又は郵便番号を検索条件として指定することができます。

都道府県: 都道府県で検索 市区町村: 市区町村で検索

工目番地等の入力欄を開く

(注) 国外所在地で検索を行う場合は、「都道府県」の選択後から「国外」を選択し、表示された「国外所在地」に入力してください。

2 国税庁 インボイス制度
適格請求書発行事業者公表サイト

本文へ 画面をスクロール (音声読み上げ) サイトマップ

文字サイズ: 大きく 元に戻す 小さく

ホーム (登録番号を検索) お知らせ ご利用ガイド ダウンロード Web-API 登録番号とは よくある質問

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。法人番号を検索したい場合はこちら。

登録番号を検索する

登録番号 ("T"を除く13桁の半角数字) を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

登録番号: T 1234567890123 0桁

登録番号でまとめて検索する

検索 クリア

経過措置取引による仕訳を入力するための初期設定

CASH RADAR PB システムにおける対応または予定の一部をご案内いたします。

2022年11月リリース済

CASH RADAR for SaaS [財務会計] > 取引先設定 株式会社エムエヌ (当: 2021/01/01 ~ 2021/12/31)

野本 太郎さん ログアウト(L)

取引先コード: 取引先名: 現在登録数: 15

適格区分: ☒ 免税事業者 ☒ 適格事業者 ☒ 未設定

取引先コード	取引先名	加算検索	ローマ字検索	免税	適格	適格事業者番号
0001	株式会社 アップルラボ	アップル	apple	☐	☒	T9870065432000
0002	株式会社 坂上印刷所	サカウエ	sakauue	☐	☒	T1231234564567
0003	野本 花子	ノモト	nomoto	☒	☐	
0004	中野 大助	ナカノ	nakano	☒	☐	
0005	株式会社 エムエヌ	エムエヌ	emunu	☐	☒	T3305508801230

【取引先設定】

- ① 取引先が免税事業者の場合にチェックします。
- ② 取引先が適格事業者の場合にチェックします。
- ③ 適格事業者番号を直接入力できませんのでご注意ください。④の『F6 番号入力』から適格事業者番号を入力します。

仕訳入力への反映

2023年7月リリース予定

2023/10/01	パンフレット印刷	販売促進費	課仕入 10% 内税	100	220,000
39	[適]株式会社 アップルラボ	共通			20,000
2023/10/01	パンフレットデザイン	販売促進費	課仕入 10% 内税	80	220,000
40	[免]野本 花子	共通		100	16,000

■ 仕訳日付が「2023/10/01」以降反映されます。

(2023/09/30 以前の仕訳では表示されません)

上記の【取引先設定】で適格区分を設定しておくことで、消費税経過措置の適用可否の自動チェックが行われるようになります。また、摘要名の先頭に「[適]」「[免]」の文字が表示されるようになります。

CASH RADAR PB システムの詳しい操作方法等につきましては、
準備ができ次第、順次皆様にお伝えいたします。よろしくお願いいたします。



山梨 古民家かふえ 探訪記

京都で始まる「非居住住宅利用活用促進税」ってご存じですか？

空家や別荘などの所有者が納税する新たな税金の制度になります。利用されていない空家を減らす目的だそうです。

古民家を改装した古民家カフェはおいしい+素晴らしい利用方法ですね。

どこか懐かしい・・・そんな山梨県の素敵な古民家カフェをご紹介します。



農カフェ クルール

山梨県笛吹市一宮金田
1223 大北農園内

動物性食品を使用しない季節のお野菜をふんだんに使用した、マクロビオティック料理が味わえます。

どれも優しい味わいでお出汁や野菜の甘みが身体に広がるよう。車麩のカツがおすすめ！カリッじゅわ～に心奪われます。ヴィーガンデザートも充実！おいしくて身体に良いなんて最高です。

丸山パン

山梨県山梨市落合 288-2



素敵な庭で筋トレが
出来そう☆

種類が豊富なパンが並び、全部おいしそうで選べないです。

ソフト系もハード系も美味。天然酵母ならではのもちりした生地はここでしか食べられません。お気に入りはドライトマトとオリーブのパン。庭も縁側も素敵で、イートインでゆっくりしてみても・・・？



Xanadu(シャナドゥ)

山梨県甲府市川田町 933-30

山梨県産の食材と生乳を使用したジェラートのお店。旬の食材で作るジェラートは季節をまるかじりしているようなジューシーさ。

頂いたのはマスカルポーネとイチゴのジェラート。奥深い甘さなのに後味すっきり。

不思議な和空間でコーヒーと一緒に・・・

店に入った瞬間に感じるコーヒーの焙煎の香ばしい香りに心が躍ります。

おすすめはハンドドリップコーヒーと、いちごのサンドケーキ。ケーキはスパイスの効いた生地にいちごジャムを挟んだものでコーヒーとベストマッチ。店主の丁寧な一杯と奥さんの手作りお菓子のマリアージュ・・・最高のひと時です。



テラス席は日焼
けに最適♪

百番珈琲

山梨県北杜市須玉町上津金 782



大森明郎税理士事務所のホームページ

URL : <https://oomoritaxlawoffice.com/>

皆様、大森明郎税理士事務所にはホームページが存在することをご存知でしょうか？

ホームページでは、弊事務所のサービスの内容やこれまで発行してきたWAOなどを見ることができます。

WAOは、事業に役立つ情報からおいしいお店まで幅広く載せておりますので、「あれ、なんだったっけ？」と思うことがあればこのホームページからいつでも確認することが可能です！

因みに今現在は、2019年新春号以降が閲覧可能です。

また、最近ではブログにも力を入れ始めており、各職員が月替わりでブログを作成しております。

いつも皆様のところに伺っている担当者の意外な一面が見られるかもしれません。

皆様のアクセスを心よりお待ちしております！



大森明郎税理士事務所

お客様のためのサービスを提案

TOP 会社情報 サービスの特長と料金 所長挨拶 WAO ブログ



事業内容

財務会計、税務・給与税理
業・申告など、企業内容を
紹介します



WAO

「WAO」は事務所の職員
が、年に4回作成している情
報誌です



税務会計サービス

3つのサービスがセットにな
って企業様をしっかりと支
援します

お電話でお問い合わせ
055-243-9300
受付時間 9:00~18:00
(土曜・日曜・祝日)

お知らせ

ブログをUPしました。6月

2023-06-01

ブログをUPしました。5月

2023-05-01

WAO Vol.102 番号をUPしました。

2023-04-20

ブログをUPしました。4月

2023-04-03

ゴールデンウィーク休暇について

2023-03-30

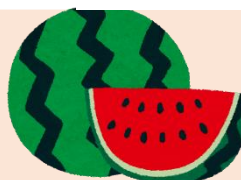
私たちはお客様に寄り添い、お客様が望むサービスを提供いたします。

お客様の中には、パソコンや簿記が苦手な方もいらっしゃるかと思います。そのようなお客様にも簡単に帳簿作成できるよう、私たちがサポートさせていただきます。また経理に慣れておらず、試算表がわかりづらいと思われるお客様には、押さえるべきポイントを明確にご説明いたします。その他にも、お客様の夢や目標を数字にしっかりと落とし込み、業績向上のためのお手伝いもさせていただきます。

さらに、資料をお渡し頂ければ私たちがお客様に代わり、記帳業務を行います。

世の中には様々な業種、十人十色な経営方針があるかと思いますが、そのひとつひとつに寄り添い、お客様が望むサービスをご提供させていただきます。私たちにもぜひご相談ください。

夏らしい食べ物のご紹介



PELLET CAFE

ペレットカフェ

夏らしい食べ物といえば、ジェラートがその一つですね！

そこで今回ご紹介したいのは甲府市上石田にある「ペレットカフェ」というお店です。ジェラートがおいしいと評判のお店で、色々なフルーツのジェラートからミルク味まで用意されています。さっぱりした味が好きな方も、甘い味が好きな方も楽しめます。桃だけでも3種類あったので、何度通っても飽きがこないカフェです！

店内もとてもおしゃれなので、ぜひ行ってみてください。

pellet cafe (ペレットカフェ)
営業時間: 11:00~18:00
定休日: 毎週水曜日/第2・第4火曜日
山梨県甲府市上石田3-8-6
TEL: 055-232-4477



写真のジェラートは一番人気の黄金桃とゴールデンキウイのジェラートです！どちらも果物の味がしっかり感じられるにもかかわらず、さっぱりした味わいでとても美味しかったです！

～夏季休業期間のお知らせ～

誠に勝手ながら【8月11日(土曜)～8月16日(水曜)】を夏季休業とさせていただきます。ご了承のほどお願い申し上げます。

発行: 大森明郎税理士事務所

所在地: 山梨県甲府市中小河原町1609-1

TEL: 055-243-9300

FAX: 055-243-9301